

議員提出第 1 号

天草市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

議会運営委員長 中尾 友二

天草市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

天草市議会の個人情報の保護に関する条例（平成 5 年天草市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、第 1 8 条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 7 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 2 条から第 5 4 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 2 条から第 5 4 条までの改正規定及び次項の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（提案理由）

刑法（明治 4 0 年法律 4 5 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。